

第 27 回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会への意見

市川市よりそい支援事業がじゅまる+

市川市生活サポートセンターそら

朝比奈 ミカ

1. 居住支援について

(1) 本来、住まい支援は高齢や障害など各分野で標準的に取り扱っていくべきであり、高齢者の地域包括ケアシステムや精神障害者にも対応する地域包括ケアシステム構築等の考え方の中でも住まいの問題は明確に位置づけられている。しかしそうした考え方が広くいきわたっているとはいえ、例えば高齢者の転宅などの住まい支援についてだけ切り離して地域包括支援センターから案内されて自立相談につながる例等も多い。

自立相談支援事業において住まい支援を行うことを明確化することについては賛成であるが、住まいの問題は生活の基盤に関わる重要な要素であり、生活困窮の分野だけでなく広く各分野で取り組むべき課題であることを共通認識として、各分野での住まい支援の促進を図るべきである。

(2) 住宅扶助の福祉事務所による代理納付の原則化を検討することは必要と考える。ただ、家賃滞納がSOSのサインとなって支援につながることも多いため、介護や障がいのサービスの対象とならないが生活のしづらさを抱えて孤立しがちな人たちに対する、日常生活のゆるやかな見守りや関わりをどうしていくかということについて、より一層、取り組んでいかなければならないと思われる。

(3) 現状の議論は賃貸住宅に居住する人たちのことが中心であるが、現場では持ち家に住み続けるための支援や持ち家を活用するための支援も、必要に迫られて実施している。長期のひきこもりの方で高齢の親以外に身寄りがない方など、持ち家の方についても住まいと関連づけた見守りの仕組みなど考えていく必要があるのではないかと考える。

2. 子どもの貧困への対応について

子育て世帯教育環境改善支援事業の創設について、賛成する。生活保護の制度は複雑であり、ケースワーカーから受給世帯の子どもの姿が見えにくいと、必要な情報が行き届かないことはしばしば発生する。生活保護世帯のこどもに関する関わりは、家庭児童相談室等児童福祉の分野が先導していることも多いため、今回の取り扱いの改善等も含めて児童福祉行政との緊密な連携や情報共有を求めていきたい。

3. 全体について（「終わりに」の部分）

(1) 制度の周知について、とりわけ子どもたち、若者たちに困窮制度のことが知られていないことを特筆して記述すべきではないか。

(2) 論点整理検討会にも参画してきた立場からすると、今回の部会の議論が小幅にとどまっているのではないかということについて、前回の部会でも発言させていただいた。

子どもの貧困やその延長上としての若者たちの孤立、身寄りの問題等々、さまざまな社会課題を視野に入れながら、今後の生活困窮者支援の全体像がどのように描かれるのかについては、さらに議論を深めていく場が必要と考える。